

今を知る。未来の力になる。



全国すべての事業所・企業が対象です。

経済センサス 活動調査

経済の
国勢調査



令和8年
6月1日

4月～5月にかけて
調査票をお届けします。



回答はインターネットがおすすめです。

※この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、調査に回答する義務があります。ご回答いただいた内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。



経済センサス・活動調査のいろんな疑問にお答えします。

Q: どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q: どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q: 必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q: 調査の対象は？

A:経済センサス・活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。

具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。



- ・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
- ・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。

直轄調査



- ・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
- ・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

Q: 調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する『下敷き』と『手提げ袋』には経済センサス・活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

よくある質問

■経済センサス-活動調査の概要

経済センサス-活動調査は、日本全国の企業・事業所を対象に経済活動の実態を把握する基幹統計調査で、5年ごとに実施されます。調査結果は行政政策や企業経営に活用され、回答は統計法に基づき義務付けられています。

● 調査の目的と対象

すべての企業・事業所の売上や費用などを把握し、日本の経済活動の実態を明らかにする調査である。農業・林業・漁業の個人経営や家事サービス業、外国公務に属する事業所は対象外。

● 回答方法

オンライン回答（インターネットの政府統計オンライン調査システム）、調査員回収、郵送で提出可能。オンライン回答には同封のログイン情報と利用ガイドを参照し、推奨環境での利用が求められる。

● 調査項目と秘密保持

基礎項目（事業所名、所在地、従業者数、事業内容）と経理項目（売上金額、費用総額、資本金、外国資本比率など）を含む。回答内容は統計法により厳重に管理され、個別情報は公表されない。

● 業種別対応表の提供：

製造業、建設業・サービス業の分類区分変更点を反映した対応表がPDF・Excel形式で用意されており、調査票記入時の業種選定や品目分類に役立つ。

令和8年経済センサス-活動調査（総務省統計局） <https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/index-2.html>

■経済センサス-活動調査 想定問答集（令和8年版）

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2026/qa.html>

| | Q（質問） | A（回答例） |
|---|---|--|
| 1 | 経済センサス-活動調査とは、どのような調査なのですか？ | 「経済センサス-活動調査」は、同一時点で我が国全ての産業分野における事業所・企業の経済活動の状態を全国及び地域別に明らかにすることを目的としており、その結果は、国民経済計算等の推計、各種補助金等の算定など各種行政施策の基礎資料として使用されています。 また、この調査は、従前実施していた事業所・企業統計調査やサービス業基本調査など複数の統計調査を整理・統廃合する形で創設されたものであり、平成24年に第1回調査を実施してから原則5年ごとに実施しています。 |
| 2 | 何のために経済センサス-活動調査を実施するのですか？ | 経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としております。 |
| 3 | なぜ回答しなければならないのですか？ | 経済センサス-活動調査は、統計法という法律に基づく基幹統計調査であり、同法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を規定しています。 経済センサス-活動調査は、全国約600万のすべての事業所に回答をお願いする大規模調査で極めて重要な調査であり、その結果は行政施策などを通じて私たちの生活に還元されるものですので、ご回答をお願いします。 【参考】統計法（抄） (報告義務) 第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。（後略） |
| 4 | センサスとはどういう意味ですか？ | 経済センサスの「センサス」とは、「全数調査」の訳語で、すべての対象を漏れなく調査することを意味します。 |
| 5 | 国勢調査との違いは何ですか？ | 「国勢調査」は、日本における人口や世帯の実態を明らかにするための調査であり、「経済センサス」は経済活動の実態を把握する別の調査となっております。 |
| 6 | 他に同じような調査があるので、経済センサス-活動調査はなくてもすむのではありませんか？ | 国や都道府県などの各機関が統計調査を行う際には、調査の内容が重複しないよう、また、皆様に過度なご負担をおかけしないよう、常に配慮し、調整に努めています。 現在実施されている統計調査はいずれも重要なものであり、このような重複を避ける仕組みの中で、必要最小限のものとなっております。 ご回答していただくことによって、行政施策等の基礎資料となるため、是非、ご回答をお願いいたします。 |

| | | |
|----|---|---|
| 7 | この調査の調査対象となる「事業所」について教えてください。 | この調査における事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が、 <ul style="list-style-type: none"> ・単一の経営主体のもと（グループ企業は含めません。） ・一定の場所を占めて ・従業者と設備を有し、 ・継続的に行われているもの をいいます。 支店、営業所などという名称や、店舗を構えているかどうかという形態にかかわらず、この要件を満たしていれば、「事業所」として捉え、この調査の対象となります。 ただし、事業所の場所が近接しており、経営諸帳簿が一緒で分けることができない場合は、一つの事業所としてとらえます。 |
| 8 | 調査対象外の事業所はありますか？ | 以下の事業所は調査対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所 ・家事サービス業に属する事業所（斡旋している事業所を除く） ・国及び地方公共団体の事業所 ・外国公務に属する事業所 |
| 9 | 管理している事業所からの問合せがあった場合、どのように対応すればいいですか？ | 事務局の連絡先をお伝えいただき、事務局までお問合せください。 メールアドレス : census_pr_r7@pacific-sur.jp 電話番号 : 050-5799-9660 |
| 10 | 管理している事業所から資料送付依頼があつた場合、どのように対応すればいいですか？ | 事務局の連絡先をお伝えいただき、事務局まで必要部数や送付先等についてお教えください。 メールアドレス : census_pr_r7@pacific-sur.jp 電話番号 : 050-5799-9660 |
| 11 | 調査票に回答したくない項目がある場合は、回答しなくてもよいのですか？ | 全ての調査事項について回答をお願いしております。 |
| 12 | 調査票の提出方法は？ | 調査への回答はインターネットでの回答及び調査員への提出を基本としております。 特段の事情がある場合は、「調査についてのお問い合わせ」にある市区町村の連絡先にお電話の上ご相談ください。 |
| 13 | オンラインで回答するにはどうすればいいですか？ | 令和8年4月頃に配布される『インターネット回答利用ガイド』に記載されているURL (https://www.e-survey.go.jp/) からアクセスにして回答いただけます。 |
| 14 | 調査内容はどのような項目ですか？ | 主な項目は以下の通りです： <ul style="list-style-type: none"> ・基礎項目：事業所名、所在地、従業者数、事業内容など ・経理項目：売上金額、費用総額、資本金、外国資本比率など |
| 15 | 経済センサス-活動調査で回答した情報は、どのように保護されるのですか？ | 回答していただいた調査票情報は国において厳重に保管されます。また、集計が完了して不要となった紙の調査票は溶かしてかたちが残らないようにするなどの措置を講じています。 |
| 16 | 経済センサス-活動調査で知ったことを、税金の徴収など、統計以外の目的に使うことはないのですか？ | 調査票に回答していただいた内容が、統計以外の目的に使われることは統計法という法律によって固く禁じられています。税金徴収の資料やダイレクトメールのリストなどには使用されませんので、安心してご回答ください。 |
| 17 | 経済センサス-活動調査には、個人情報保護法が適用されないのでですか？ | 調査票に回答された内容は、統計法に定められている利用目的以外での使用が禁止されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が厳格に整備されています。このように、行政機関等個人情報保護法の制定前から、統計法では既に厳格に規定されていたので、行政機関等個人情報保護法の適用除外となっています。 |
| 18 | 調査員はどのような人なのですか？ | 調査員は、都道府県知事に任命された地方公務員で、その身分を示す「調査員証」や「調査員証」を収納するケースのストラップ、経済センサス-活動調査のロゴが入った下敷き及び手提げ袋を身に着けています。 |
| 19 | 「かたり調査」とはどういうものですか？ | 「かたり調査」とは、政府の統計調査を装い、訪問して記入した調査票をだまし取ったり、電話で聞き出す不正行為のことです。 経済センサス-活動調査の調査員は、都道府県知事によって任命された地方公務員で、調査員は、顔写真つきの「調査員証」や「調査員証」を収納するケースのストラップ、経済センサス-活動調査のロゴが入った下敷き及び手提げ袋を身に着けています。不審に思われた時は、訪問者の氏名を確認いただいて、市区町村にお問い合わせいただければ、市区町村で身元の確認を行います。 |

※上記以外の質問の場合には、連絡先をお聞きし、監督者に質問内容、連絡先をお伝えください。